

00565

昭和29年11月12日 金曜日 鳥取県公報 第2566号

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 縱覽に供すべき書類の各称

土地改良事業計画書の写

二 縱覽の期間

昭和二十九年十一月十三日から同年十二月一日まで

三 縱覽の場所

東伯郡北条町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に對して異議があるときは縱覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八  
条第一項の規定により、北条川土地改良区及び江北土地

改良区から土地改良事業計画を変更するための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適當と決定した。よつて次

のように縱覽に供する。

昭和二十九年十一月一二日

鳥取県告示第五百五十九号

次の堤防敷はその公用を廃止する。

昭和二十九年十一月一二日

鳥取県副知事 鈴木 武

堤防敷の区域

天神川右岸控提防自倉吉市上井字土手藪三九四番地先

至〃

三九七番地先

面 積

一、四五七坪

## 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年十一月十二日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日時 十一月十六日午前十一時

一場所 県教育委員会会議室

一議題 昭和二十九年度教育表彰について

委員長、副委員長の選挙について

その他

昭和29年11月12日 金曜日 鳥取県公報 第2566号

発行日 火、金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

印發行者 鳥取縣鳥取市東町  
刷印所 鳥取縣鳥取市東町 反  
鳥取縣印刷所